

高額資産購入予定報告書

■当該報告書の利用の仕方

200万円以上の資産を購入する場合は、消費税法上様々な届出が必要になってくる可能性があります。そのためにも、高額な資産を購入する場合には事前（前期決算月末の2か月以上前）に当用紙を利用してご連絡ください。検討した結果を2週間以内にご連絡します。 ＊決算月末が近づいてからのご連絡は適切な対応が取れない場合がございますのでお早目のご連絡をお願いします。また、口頭ベースでの報告ではなく、当用紙を利用した紙ベースでの報告にみに対応させて頂いていますので必ず、紙ベース（メール添付でもOK）での報告をお願いします。予定変更の場合は、右上に再提出と記入して、再度記入して修正箇所に○をつけて再提出をお願いします。

報告日	年 月 日 *メールに添付送信した日付を記入ください
購入日	年 月 日 *購入が確実な日付を記入ください
購入物名前	
購入物内容 *○をつけてください	建物 土地 その他（ ）
購入金額①	円
購入金額②	円
場所（建物・土地の場合）	建物：
	土地：
その他報告事項	

当用紙により報告します。 年 月 日 署名：

印